るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26}$ ＝ 0.023

$C_{27}$ ＝ 0.002

$C_{28}$ ＝ 0.0012

$C_{29}$ ＝ 0.0011

算式ＸＸ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{560\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　算式ＸＸの符号中Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第3の14のAに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が200以下のときは1.000とする。）

るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26}$ ＝ 0.003

$C_{27}$ ＝ 0.002

$C_{28}$ ＝ 0.0012

算式ＸＸ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{607\text{円} \times A}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、α× 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、α× 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　算式ＸＸの符号中Bの地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第43条第2項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に100,000を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第3の14のAに定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が200以下のときは1.000とする。）